配当公告

富山県高岡市野村一八五七番地
破産者　鈴木建設工業株式会社

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十二年（フ）第二一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六五三、四〇三、〇六六円

一、配当することのできる金額
金一〇七、〇一八、四九一円

平成二十四年四月二日
富山県高岡市広小路二七番一号カネソビル
破産管財人　斉藤　寿雄

配当公告

岡山市北区平田一一二番地の一一七
破産者　株式会社オカタテ

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第二四六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二七一、〇四一、五三八円

一、配当することのできる金額
金一三、五五二、〇四八円

平成二十四年四月二日
岡山市北区蕃山町七番一号二〇一
破産管財人　和田　朝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市是川五丁目一七番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　南　酉松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
青森県八戸市根城五丁目一三番一七号
相続財産管理人　小西　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市蔵王成沢字町浦一九三番地一、最後の住所山形市蔵王成沢字町浦一九三番地
被相続人　亡　阿部　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
山形市七日町三丁目五番二一号　アンソレイエ・アビタシオン二階
相続財産管理人　弁護士　手塚　孝樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県佐波郡玉村町大字樋越九五六番地、最後の住所群馬県渋川市渋川二二一六番地一ひかりの里　被相続人　亡　関口はつの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
群馬県渋川市石原五六番地三
相続財産管理人　清水　敏晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市新宿三丁目四番、最後の住所群馬県桐生市東七丁目九番五号
被相続人　亡　田村　通敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
群馬県桐生市錦町三丁目一番二五号桐生商工会議所会館三階
相続財産管理人　弁護士　高村　利久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字閏戸四〇七一番地九二、最後の住所埼玉県蓮田市大字閏戸四〇七一番地九二　被相続人　亡　鈴木　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
埼玉県蓮田市大字南新宿九六一番地五
相続財産管理人　司法書士　黒須　康子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区東山二丁目一一九四番地、最後の住所東京都西東京市新町一丁目九番六号　被相続人　亡　吉川　良男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林三丁目二四七番地、最後の住所神奈川県相模原市南区御園四丁目一〇番四号コーポＹＫ二〇五号　被相続人　亡　洞　昌克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階ＴＧＳパートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上磯郡木古内町字新道三四番地、最後の住所神奈川県藤沢市渡内一丁目五番三八号　被相続人　亡　吉田　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
横浜市都筑区茅ケ崎中央四四番五号カトレアビル九〇二横浜北部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市金田四一八番地、最後の住所神奈川県高座郡寒川町倉見二〇七一番地一　被相続人　亡　嶋崎　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
横浜市中区尾上町一―四―一　関内ＳＴビル五階
相続財産管理人　弁護士　内嶋　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市中央町三丁目甲四二八番地一、最後の住所新潟県新発田市緑町二丁目一三番九号アイビーＫＹ二〇三　被相続人　亡　坂井　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日
事務所新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号　相続財産管理人　武藤　譲

債務引受に係るお知らせ

阪神高速道路株式会社第４回及び第５回社債の債権者各位

阪神高速道路株式会社第４回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び阪神高速道路株式会社第５回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十四年三月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、阪神高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十四年四月二日
東京都港区西新橋二丁目八番六号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事　長　勢山　廣直

大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　大橋　光博